資料１－１

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>改正（案）</th><th>変更の必要性等</th></tr>
<tr><td>1-7</td><td>第１章　総則
（略）
第６節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
５　北海道警察
<table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr><tr><td>札幌方面
千歳警察署</td><td>⑴　住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
⑵　災害情報の収集に関すること。
⑶　災害警備本部の設置運用に関すること。
⑷　被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること。
⑸　犯罪の予防、取締り等に関すること。
⑹　危険物に対する保安対策に関すること。
⑺　広報活動に関すること。
⑻　自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。</td></tr></table></td><td>第１章　総則
（略）
第６節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
５　北海道警察
<table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr><tr><td>札幌方面
千歳警察署</td><td>⑴　住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
⑵　災害情報の収集に関すること。
⑶　災害警備本部の設置運用に関すること。
⑷　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
⑸　犯罪の予防、取締り等に関すること。
⑹　危険物に対する保安対策に関すること。
⑺　広報活動に関すること。
⑻　自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。</td></tr></table>
「個所」　→　「箇所」の読み替えについては、以下２か所に同様の修正。
・4-21、・5-34</td><td>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</td></tr>
<tr><td>3-4</td><td>第３章　防災体制
（略）
第２節　恵庭市災害対策本部
（略）
（資料４）恵庭市災害対策本部条例
（資料５）恵庭市災害対策本部運営規定</td><td>第３章　防災体制
（略）
第２節　恵庭市災害対策本部
（略）
（資料４）恵庭市災害対策本部条例
（資料５）恵庭市災害対策本部運営要領</td><td>文言の修正（恵庭市）</td></tr>
</table>

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

<table>
<tr>
<td>3-11</td>
<td>
第３節　防災情報等の通信体制
（略）
１　防災気象情報の仕組み
（略）
⑵　指定河川洪水予報
<table>
<tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。</td></tr>
<tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、 避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
</table>
⑸　気象情報
（略）
</td>
<td>
第３節　防災情報等の通信体制
（略）
１　防災気象情報の仕組み
（略）
⑵　指定河川洪水予報
<table>
<tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇 によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇 が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。</td></tr>
<tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、 避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
</table>
⑸　気象情報
（略）
</td>
<td>氾濫危険情報の運用変更に伴う 修正（札幌管区気象台）</td>
</tr>
</table>

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

3-12	エ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な１時間降水量が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。	エ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。	気象庁が推奨する記録的短時間 大雨情報の標準的な説明文への 修正（札幌管区気象台）
3-13	オ 土砂災害警戒情報 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係 	オ 土砂災害警戒情報 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係 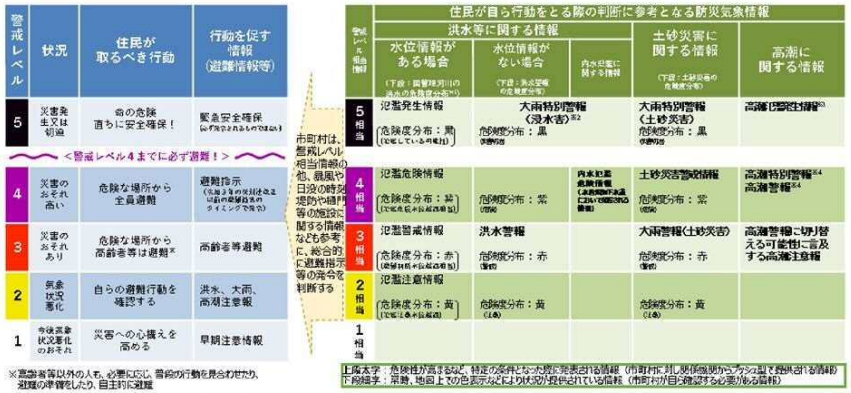	キキクルの「うす紫」と「濃い紫」への統合、「黒」の新設等により、内閣府作成図が修正されたことによる図表の差し替え（札幌管区気象台）

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

4-1	第４章　災害予防計画 （略） また、市、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。	第４章　災害予防計画 （略） また、市、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況 を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を 作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うと ともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 加えて、市、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の 事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）
4-1	第１節　防災教育及び訓練計画 （略） １　防災教育 ⑴実施責任（恵庭市） エ　過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。	第１節　防災教育及び訓練計画 （略） １　防災教育 ⑴ 実施責任（恵庭市） 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた 修正（国土地理院北海道地方測量部）

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

4-2	⑵配慮すべき事項 ウ　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。	⑵配慮すべき事項 ウ　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた 修正　（北海道）
	第５節　避難体制整備計画 （略） ２　避難場所の確保及び管理 （略）	第５節　避難体制整備計画 （略） ２　避難場所の確保及び管理 （略）	
4-12	(3)　福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。	(3)　福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた 修正　（北海道）
	第１３節　雪害予防計画 （略）	第１３節　雪害予防計画 （略）	
4-28	１　市の体制	１　市の体制	雪害時における要配慮者世帯の 安

	市は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。 ⑴　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。 ⑵　雪害情報の連絡体制を確立すること。 ⑶　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。 ⑷　積雪における消防体制を確立すること。 ⑸　雪害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。 ⑹　雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。 ⑺　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。 ア　食料、燃料等の供給対策 イ　医療助産対策 ウ　応急教育対策 ⑻　除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。 ⑼　雪堆積場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。 （略） ２　予防対策 （略）	市は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。 ⑴　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。 ⑵　雪害情報の連絡体制を確立すること。 ⑶　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。 ⑷　積雪における消防体制を確立すること。 ⑸　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。 ⑹　要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。 ⑺　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。 ア　食料、燃料等の供給対策 イ　医療助産対策 ウ　応急教育対策 ⑻　除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。 ⑼　雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。 （略） ２　予防対策 （略）	否確認等について記載を追加（北海道）
4-29	⑶　排雪	⑶　排雪	文言の修正（恵庭市）

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

<table>
<tr><td></td><td>（略）
イ　河川等を利用して雪堆積場を設定する場合は、河川管理者と十分協議のうえ決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努めなければならない。
なお、現在の雪堆積場は、次の４ヶ所である。
(ｱ)牧場あかね橋上流（漁川左岸）
(ｲ)上山口南２５号（漁川右岸）
(ｳ)白樺町・旧ゴミ捨て場（漁川右岸）
(ｴ)柏木第２遊水地(柏木川左岸)</td><td>（略）
イ　河川等を利用して雪堆積場を設定する場合は、河川管理者と十分協議のうえ決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努めなければならない。
なお、現在の雪堆積場は、次の４ヶ所である。
(ｱ)牧場あかね橋上流（漁川左岸）
(ｲ) 白樺町・旧ゴミ捨て場（漁川右岸）
(ｳ) 柏木第２遊水地(柏木川左岸))
(ｴ)戸磯第２調整池　※市専用
(ｵ)恵庭第四墓園　※臨時用</td><td></td></tr>
<tr><td>4-29</td><td>５　住民への啓発
市は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努める。</td><td>５　住民への啓発
市は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を SNS 等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努める。</td><td>雪害に関する住民への啓発方法 を具体的に記載（北海道）</td></tr>
<tr><td>4-35</td><td>第１５節　土砂災害予防計画
（略）
５　土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について
（略）
⑴　避難情報発表の基準
（略）
【避難情報発表の基準】
<table><tr><th>避難情報</th><th>概　要　基　準</th></tr><tr><td>［警戒レベル５］</td><td>１　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合</td></tr></table></td><td>第１５節　土砂災害予防計画
（略）
５　土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について
（略）
⑴　避難情報発表の基準
（略）
【避難情報発表の基準】
<table><tr><th>避難情報</th><th>概　要　基　準</th></tr><tr><td>［警戒レベル５］</td><td>１　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル５に相当</td></tr></table></td><td>キキクルの「うす紫」と「濃い 紫」の「紫」への統合、「黒」の 新設に伴い、「非常に危険」</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>5-15</td>
<td>
<table>
<tr><td>緊急安全確保</td><td>２　土砂災害の発生が確認された場合</td></tr>
<tr><td>［警戒レベル４］避難指示</td><td>１　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合
２　土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）となった場合
３　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発表された場合</td></tr>
<tr><td>［警戒レベル３］
高齢者等避難</td><td>１　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）［土砂災害］が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合
２　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td></tr>
</table>

第５章　災害応急対策計画
（略）
第５節　災害広報計画
（略）
５　災害対策現地合同本部等の広報
（略）
（新設）
</td>
<td>
<table>
<tr><td>緊急安全確保</td><td>２　土砂災害の発生が確認された場合</td></tr>
<tr><td>［警戒レベル４］避難指示</td><td>１　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合
２　「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
３　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発表された場合</td></tr>
<tr><td>［警戒レベル３］
高齢者等避難</td><td>１　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）［土砂災害］が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合
２　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td></tr>
</table>

第５章　災害応急対策計画
（略）
第５節　災害広報計画
（略）
５　災害対策現地合同本部等の広報
（略）
６　安否情報の照会手続
(1) 安否情報の照会は、道又は恵庭市に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地））や照会に係る被災者の氏名・ 住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
(2) 安否情報の照会を受けた道又は恵庭市は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の 被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条 の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
</td>
<td>の項 を削除し、「災害切迫」、「危険」 の項を追加（札幌管区気象台）

防災基本計画の修正を踏まえた 修正（北海道）</td>
</tr>
</table>

(3) 安否情報の照会を受けた道又は恵庭市は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

(4) 道又は恵庭市は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場 合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認 に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

7　安否情報を回答するに当たっての道又は恵庭市の対応

道及び恵庭市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

(1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助 等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

(2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災 者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で 利用することができるものとする。

(3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警

5-18	第６節　避難対策計画 （略） ２　避難措置における連絡及び協力 （略） ⑵　協力、援助 （略） （新設）	察等と 協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。 (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個 人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。 ８　災害時の氏名等の公表 恵庭市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、 積極的に情報収集を行うものとする。 第６節　避難対策計画 （略） ２　避難措置における連絡及び協力 （略） ⑵　協力、援助 （略） (3)　助言 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 市長は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関 係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。 さらに、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な	防災基本計画の修正を踏まえた 修正（北海道）

		助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。	
5-24 5-25	6　避難場所の指定 （略） ⑶　収容避難所の管理運営 イ　収容避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 （略） カ　収容避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による救護所の設置の有無及び巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や収容避難所の衛生状態の把握に努め、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	6　避難場所の指定 （略） ⑶　収容避難所の管理運営 イ　収容避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 （略） カ　収容避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による救護所の設置の有無及び巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や収容避難所の衛生状態の把握に努め、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた 修正　（北海道）

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

5-73	第２３節　住宅対策計画 （略） ２　実施方法 ⑴　避難所 市長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、本章第６節「避難対策計画」により、公共施設等を利用し、収容避難所を開設するものとする。	第２３節　住宅対策計画 （略） ２　実施方法 ⑴　避難所 市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、本章第６節「避難対策計画」により、公共施設等を利用し、収容避難所を開設するものとする。 「住家」　→　「住宅」の読み替えについては、以下１か所に同様の修正。 ・5-74	文言の修正（北海道）
5-74	３　応急仮設住宅 （略） ⑹　規模、構造、存続期間及び費用 ア　応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、２～６戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。	３　応急仮設住宅 （略） ⑹　規模、構造、存続期間及び費用 ア　建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、２～６戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。	文言の修正（北海道）
5-91	第３１節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 （略） １　災害派遣要請 （略） ⑶　要請基準 災害派遣の要請は、人命及び財産の保護のため行うものとし、概ね次の基準によるも	第３１節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 （略） １　災害派遣要請 （略） ⑶　要請基準 災害派遣の要請は、人命及び財産の保護のため行うものとし、緊急性、公共性、非代	文言の適正化（恵庭市）

	のとする。 （略） 第３２節　広域応援要請計画 （略） １　恵庭市 （略）	替性の３要素を満たした上で、概ね次の基準によるものとする。 （略） 第３２節　広域応援要請計画 （略） １　恵庭市 （略）	
5-95	⑶（新設）	⑶恵庭市災害時受援計画 　災害発生時は短期間に膨大な業務が発生する一方、職員自身や庁舎も被災する中で円滑に業務を遂行することは困難であり、初動対応を確実なものとするため様々な支援を受ける必要である。このうち、国や道、他市町村からの応援職員を迅速・的確に受入れ出来るよう、情報共有や各種調整を行う体制を定めること及び応援を受ける対象となる業務を明らかにすることを目的とした恵庭市災害時受援計画を定める。	恵庭市災害時受援計画の策定に伴う修正（恵庭市）
	第３４節　ボランティア活動の支援調整計画 （略） １　ボランティア活動の環境整備 （略）	第３４節　ボランティア活動の支援調整計画 （略） １　ボランティア活動の環境整備 （略）	
5-100	（3）市及び道は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	（3）市及び道は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボラン ティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れ や調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて 推進するものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

6-2	第６章　事故災害対策計画 （略） 第１節　航空災害対策計画 （略） ３　災害応急対策 （略） ⑴　情報通信 ア　情報通信連絡系統 （略） (ｲ) 発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動） 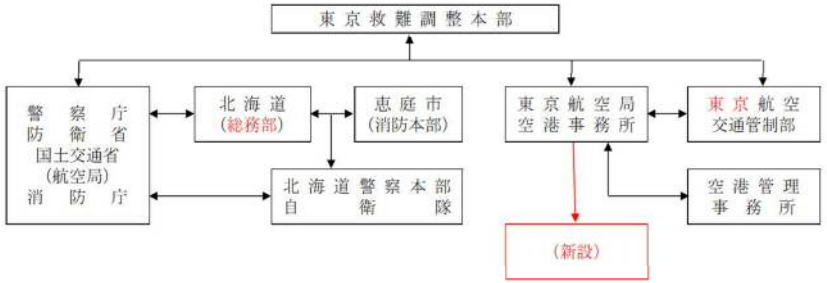 注）　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。 第５節　大規模な火事災害対策計画 （略） ２　災害予防 （略） ⑴　恵庭市（消防本部） （略）	第６章　事故災害対策計画 （略） 第１節　航空災害対策計画 （略） ３　災害応急対策 （略） ⑴　情報通信 ア　情報通信連絡系統 （略） (ｲ) 発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動） 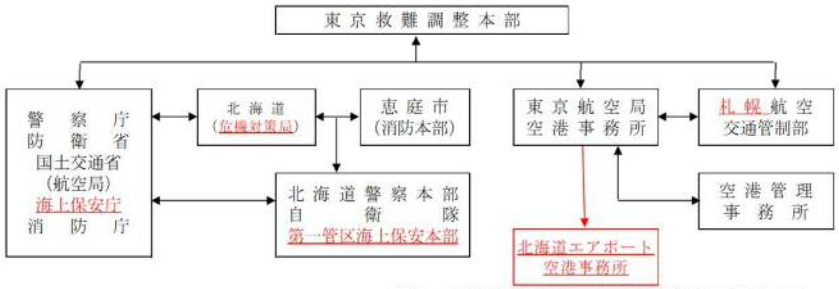 注）　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。 第５節　大規模な火事災害対策計画 （略） ２　災害予防 （略） ⑴　恵庭市（消防本部） （略）	機関名の誤りを修正（第一管区海上保安本部）

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

6-23	コ　火災警報の発令 市長は、石狩振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は実効湿度が 60%以下であって、最小湿度が 30%以下となり、平均風速が毎秒 13m以上、又は平均風速が毎秒 18m以上と予想されるときに、消防法第 22 条により、火災警報を発令することができる。	コ　火災警報の発令 市長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。	防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）
	第７節　大規模停電災害対策計画 （略） ２　災害予防 （略）	第７節　大規模停電災害対策計画 （略） ２　災害予防 （略）	文言の追加（恵庭市）
6-31	⑴実施事項 （新設）	⑴実施事項 ア　恵庭市 避難所への非常用発電機の配置、停電対策としての電源代替車両の配置や避難所の非常用電源設備の充実等、大規模停電を含めた災害に対応できる体制を整えるよう努めるものとする。	
	ア　北海道電力ネットワーク株式会社 （略） イ　北海道経済産業局 （略） ウ　北海道産業保安監督部 （略） エ　防災関係機関 （略） オ　病院等の防災上重要な施設	イ　北海道電力ネットワーク株式会社 （略） ウ　北海道経済産業局 （略） エ　北海道産業保安監督部 （略） オ　防災関係機関 （略） カ　病院等の防災上重要な施設	

6-34	（略） ３　災害応急対策 （略） ⑹　交通対策 （略） イ　道路管理者 ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。	（略） ３　災害応急対策 （略） ⑹　交通対策 （略） イ　道路管理者 ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。	「必要に応じ」の文言が繰り返し使用されているため文書修正（北海道）

資料１－２

恵庭市地域防災計画　地震災害対策編　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>改正（案）</th><th>変更の必要性等</th></tr>
<tr><td>2-7</td><td>
第２章　恵庭市の地勢と災害の概要
（略）
第２節　災害の想定
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">地震のタイプ</th><th>石狩低地東縁断層帯南部の地震
（内陸型地震）</th><th>全国どこでも起こりうる直下の地震
（直下地震）</th></tr>
<tr><td colspan="2">震　　源</td><td>千歳市から沙流郡日高町沖合の
海域に至る断層帯</td><td>恵庭市内の直下</td></tr>
<tr><td colspan="2">地震規模
（マグニチュード）</td><td>７．１</td><td>６．９</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測
震度</td><td>市内最大
震　度</td><td>６強</td><td>６強</td></tr>
<tr><td>市役所周辺
での震度</td><td>６弱</td><td>６弱</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物
被害予測
（※５）</td><td>全壊
棟数</td><td>木　造：　４１１棟
非木造：　５７棟
合　計：　４６８棟</td><td>木　造：　４１５棟
非木造：　５５棟
合　計：　４７０棟</td></tr>
<tr><td>半壊
棟数</td><td>木　造：２，５８２棟
非木造：　２６１棟
合　計：２，８４３棟</td><td>木　造：２，４９９棟
非木造：　２５７棟
合　計：２，７５６棟</td></tr>
<tr><td colspan="2">被災者数（※６）</td><td>約７，２００名</td><td>約７，０００名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人的
被害予測
（※７）</td><td>死者数</td><td>４名</td><td>４名</td></tr>
<tr><td>負傷者数</td><td>３９８名
（重傷者数：４０名）</td><td>３８９名
（重傷者数：３９名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災発生件数
※冬場（１～４月）の１８時</td><td>２８</td><td>２８</td></tr>
</table>
</td><td>
第２章　恵庭市の地勢と災害の概要
（略）
第２節　災害の想定
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">地震のタイプ</th><th>石狩低地東縁断層帯南部の地震
（内陸型地震）</th><th>全国どこでも起こりうる直下の地震
（直下地震）</th></tr>
<tr><td colspan="2">震　　源</td><td>千歳市から沙流郡日高町沖合の
海域に至る断層帯</td><td>恵庭市内の直下</td></tr>
<tr><td colspan="2">地震規模
（マグニチュード）</td><td>７．７</td><td>６．９</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測
震度</td><td>市内最大
震　度</td><td>６強</td><td>６強</td></tr>
<tr><td>市役所周辺
での震度</td><td>６弱</td><td>６弱</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物
被害予測
（※5）</td><td>全壊
棟数</td><td>木　造：　４９棟
非木造：　４３棟
合　計：　９２棟</td><td>木　造：　１２０棟
非木造：　７０棟
合　計：　１９０棟</td></tr>
<tr><td>半壊
棟数</td><td>木　造：　４２７棟
非木造：　１９９棟
合　計：　６２６棟</td><td>木　造：　７４２棟
非木造：　２７１棟
合　計：１，０１３棟</td></tr>
<tr><td colspan="2">被災者数(※6)</td><td>約１，５００名</td><td>約２，７００名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人的
被害予測
（※7）</td><td>死者数</td><td>１名未満</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>負傷者数</td><td>１１３名
（重症者数：１１名）</td><td>１９４名
（重症者数：１９名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災発生件数
※冬場(1～4 月)の 18 時</td><td>２８</td><td>２８</td></tr>
</table>
</td><td>恵庭市耐震改修促進計画の修正に伴う修正（恵庭市）</td></tr>
<tr><td>2-8</td><td>
（略）
（※6）被災者数（建物被害による積算）
建築物被害予測　3,311 棟　×　１世帯あたり人口 2.17 人により算出
（１世帯当り人口　69,048 人　÷　31,815 世帯　≒　2.17 人/世帯）
</td><td>
（略）
（※6）被災者数（建物被害による積算）
建築物被害予測　718 棟　×　１世帯あたり人口 2.05 人により算出
（１世帯当り人口　70,079 人　÷　34,137 世帯　≒　2.05 人/世帯）
</td><td>統計データ更新による修正（恵庭市）</td></tr>
</table>

恵庭市地域防災計画　地震災害対策編　新旧対照表

2-9	(※7) 全壊率と人的被害の関係 （略） なお、本計画では、最大人口（住民人口）となる夜間の地震発生を想定し、人的被害の推定を行っている（建築物数及び人口については、平成２８年１月時点の数値を用いている）。 （略）	(※7) 全壊率と人的被害の関係 （略） なお、本計画では、最大人口（住民人口）となる夜間の地震発生を想定し、人的被害の推定を行っている（建築物数及び人口については、令和３年１月時点の数値を用いている）。 （略）	統計データ更新による修正（恵庭市）
3-7	第３章　防災体制 （略） 第２節　地震に関する情報 （略） １　気象庁が発表する地震情報 （略） ⑷　地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び震央地名 イ　震央地名 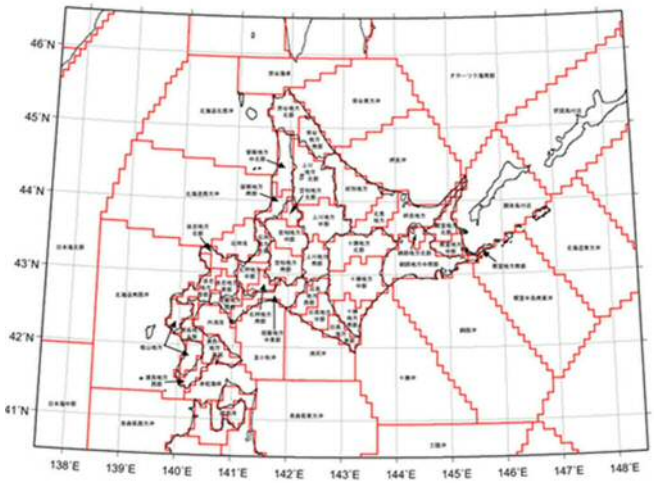	第３章　防災体制 （略） 第２節　地震に関する情報 （略） １　気象庁が発表する地震情報 （略） ⑷　地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び震央地名 イ　震央地名 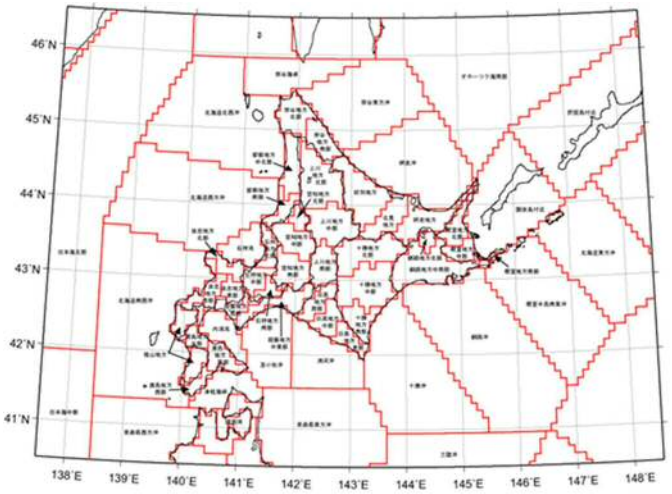	防災基本計画の修正に伴う図表修正（北海道）

恵庭市地域防災計画　地震災害対策編　新旧対照表

5-1	第５章　災害応急対策計画 （略） 第１節　基本方針 （略） 本計画においては、出火防止と初期消火の徹底、早期避難の指示、避難勧告と安全な避難場所への誘導、被災者の救護活動に重点をおいた応急対策について定めるものとする。 （略）	第５章　災害応急対策計画 （略） 第１節　基本方針 （略） 本計画においては、出火防止と初期消火の徹底、早期避難の指示＿＿＿＿と安全な避難場所への誘導、被災者の救護活動に重点をおいた応急対策について定めるものとする。 （略）	文言の修正（恵庭市）
5-3	第３節　災害情報等の収集・伝達計画 （略） ４　通報手段の確保 （略） ⑹　孤立防止対策用衛星電話（ｋｕ－１ｃｈ）による通報 通信回線の途絶による地域の孤立を防止するためＮＴＴが防災関係機関（市町村等）に設置している孤立防止対策用衛星電話（ｋｕ－１ｃｈ）を通じて通報するものとする。	第３節　災害情報等の収集・伝達計画 （略） ４　通報手段の確保 （略） ⑹　電気通信事業者が所有する非常用通信装置(無線系・衛星系)による通報。	防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）
5-7	（略） 第５節　災害広報計画 （略） １　広報の内容 （略） オ　避難に関する情報（避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等）	（略） 第５節　災害広報計画 （略） １　広報の内容 （略） オ　避難に関する情報（避難＿＿指示等の状況、避難所の位置、経路等）	文言の修正（恵庭市）

資料１－３

恵庭市地域防災計画　火山災害対策編　新旧対照表

頁	現行	改正（案）	変更の必要性等
3-5	第３章　防災体制 （略） 第３節　火山現象に関する情報 火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 13 条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。 なお、「火山現象警報」は気象業務法第 15 条第 1 項の規定により知事に通報され、知事は同法第 15 条第 2 項及び基本法第 55 条の規定により市町村長に通報する。 （略）	第３章　防災体制 （略） 第３節　火山現象に関する情報 火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火情報（火口周辺））、火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。 また、火山現象に関する、同法第 11 条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。 （略）	火山現象に関する警報及び予報について、法令の規定による正確な規定へ修正（札幌管区気象台）
3-9	８　火山現象に関する情報等 （略）	８　火山現象に関するその他の情報等 （略）	「第２火山現象に関する警報、予報、情報等」の１～８以外の情報等に関する記載であることを明確にするための文言整理（札幌管区気象台）

恵庭市地域防災計画　火山災害対策編　新旧対照表

3-9	９　噴火警報等の発表官署 恵庭市周辺を含む北海道内における全ての火山に係わる噴火警報、噴火予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。 （略）	９　噴火警報等の発表官署 恵庭市周辺を含む北海道内における全ての火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報（降灰予報を除く。）及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。 ※降灰予報の発表は、気象庁が行う。 （略）	噴火警報等の発表官署を明確化するための修正（札幌管区気象台）
3-10	１１　噴火警報等の伝達 ⑴　噴火警報・噴火予報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。 ⑵　噴火警報・噴火予報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。	１１　噴火警報等の伝達 ⑴　噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。 ⑵　噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。	火口周辺警報は噴火警報の一種であること等により、本計画内の他の文章と整合をあわせるための修正（札幌管区気象台）